

## 令和2年度 市立障害福祉施設の民間譲渡について

### 1 民間譲渡事業の概要

市立障害福祉施設は、指定管理者制度により運営されている。「北九州市行財政改革大綱」、「北九州市障害者支援計画」等を踏まえ、独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人に施設の運営等を譲渡していくもの。

### 2 民間譲渡の目的

#### (1) 長期継続の運営体制の確保

指定管理期間の影響を受けることなく、長期的な運営計画を立てることができる（指定管理者制度では、指定管理期間終了に伴い運営者が変わる可能性がある）。

#### (2) 民間のノウハウの活用

民間のノウハウを活用することにより、多様化するニーズにより柔軟かつ迅速に対応していくことができる。

#### (3) 建替えに伴う国庫補助の活用

民立施設が建替えを行う場合には、一定の範囲内で、国庫補助等の財政的な支援を受けることが可能となることから、老朽化などの課題に対してより迅速な対応をとることができるようになる。

### 3 令和2年度の譲渡予定施設

北九州市立北方ひまわり学園

### 4 譲渡予定時期

令和3年1月1日（金）

### 5 主な譲渡条件

#### (1) 施設の安定的な運営

現在の利用者を引き継ぎ、利用者やその家族に不安を与えないよう最善を尽くすこと。譲渡の日から10年以上、当該施設の運営を継続し、現在の障害福祉サービスの水準を維持すること。

#### (2) 建替え等の実施

譲渡を受けた後、然るべき時期に施設の建替えを行うこと。

### 6 譲渡先（予定）

社会福祉法人北九州あゆみの会（現在の指定管理者）

[理由]

- ① 現指定管理者は、長年の運営を通じて築いた利用者等との信頼関係に基づき、施設を安定的に運営している。
- ② 現指定管理者は、施設ごとの建替え条件等を踏まえ、具体的かつ実現性の高い建替え計画等について検討しており、建替え等の実施が見込まれる。
- ③ 譲渡先を現指定管理者とすることについて、有識者等からなる民間譲渡検討会からも経営状況等について問題なしとのご意見をいただいている。

## 7 スケジュール（予定）

- (1) 民間譲渡検討会（実施済み） 令和2年7月20日（月）
  - ・法人の運営状況等について
  - ・現指定管理者を譲渡先とすることについて
- (2) 常任委員会報告（保健福祉委員会） 令和2年8月19日（水）
- (3) 選定結果の通知 令和2年8月末
  - ・必要に応じて民間譲渡検討会での意見等を提示
- (4) 「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正
  - ・令和2年12月定例議会に提出
- (5) 民間施設としての運営開始 令和3年1月1日（金）

### **参考：過去の民間譲渡状況**

- 平成25年度（公募あり・指定管理者に譲渡）
  - 「とばた工芸舎」「とばた通勤寮」「八千代工芸舎」
- 平成26年度（非公募・指定管理者に譲渡）
  - 「春ヶ丘学園」「きく工芸舎」「きく通勤寮」「ひかり工芸舎」
- 平成30年度（非公募・指定管理者に譲渡）
  - 「小池学園」「日明リサイクル工房」「若松工芸舎」

※いずれも譲渡前と同様に安定的な運営が行われており、施設も建替え済み。

## 令和2年度 譲渡予定施設概要

施設名称	北九州市立北方ひまわり学園
所在地	北九州市小倉南区北方2-16-1
開設年月	昭和32年8月
提供サービス (定員)	児童発達支援センター(30名) 保育所等訪問支援
現在の 指定管理者	社会福祉法人北九州あゆみの会 (平成13年4月から運営)
備考	将来的に移転建替えを予定しているため、物件の譲渡はせず、移転までの間は、現施設を必要に応じて貸し付ける予定。

# 位置図

